

## 産業建設分科会議録

日時 令和3年9月24日（金曜日）

午前10時30分開会 午後2時30分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（1）議案第53号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）

（2）認定第1号 令和2年度土浦市歳入歳出決算の認定について

（3）認定第2号 令和2年度土浦市下水道事業会計決算の認定について

（4）認定第3号 令和2年度土浦市水道事業会計決算の認定について

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石勝司

副委員長 柏村忠志

委員 内田卓男

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 小坂博

委員 勝田達也

説明のため出席した者（15名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳
商工観光課長	羽成 信明	農林水産課長	黒須 清一
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
道路管理課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	住宅営繕課長	大貫 三千男

下水道課長 滝田 昌暁 水道課長 和田 利昭  
農業委員会事務局長 羽成 信明

---

傍聴者 0名

---

事務局職員出席者 松本 裕司

---

○平石委員長 ただ今から予算決算委員会産業建設分科会を開催いたします。協議事項に入ります。議案第53号令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）歳出中第6款商工費第7款土木費及び債務負担行為補正について執行部より説明願います。

○羽成商工観光課長 議案第53号令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）について、説明いたします。第6款商工費5目観光費ですが、この度の補正予算は、産業文化事業団本部運営補助金の増であり、18節負担金補助及び交付金に764万1,000円を計上しています。補正理由につきましては、土浦市産業文化事業団において、職員の中途退職が発生したことに伴うもので、8月末日をもって退職した職員1名分の退職手当の増額補正をお願いするものです。退職手当の支給額につきましては、産業文化事業団の退職手当に関する規程に基づき算出しているものです。説明は、以上でございます。

○浅岡道路管理課長 同じく38ページの下段でございます。今回補正をお願いするものは、一般会計の歳出、7款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費におきまして増額補正をお願いするものです。補正増の理由でございますが、市道新治南314号線において、延長740メートルの区間で、この箇所最大30センチの沈下が見られ、道路の起伏や水たまりなど通行に支障があることから路盤工、舗装工の補修工事を実施するため、4,840万円の増額補正をお願いするものです。説明は、以上でございます。

○黒須農林水産課長 今回お願いいたします補正予算（案）につきましては、農業用河川工作物応急対策事業時負担金（桜川樋門地区）に伴います債務負担行為の設定案でございます。5ページをお願いいたします。この事業は、土浦市外十五ヶ町村土地改良区で管理している農業用樋管が設置後約60年経過し、経年劣化に伴う修繕工事を、県事業において3か年にわたり行うもので、本年度中に受益市町及び当該土地改良区において、当該事業負担

金の分担についての協定書を締結する必要があることから、当該債務負担行為を設定するものでございます。全体事業費といたしましては、1億5,300万円で、事業費の割合は土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針より土浦市負担分は、合計124万4,000円でございます。県では、令和4年度に新規採択を目指し事業を進めていることから、国への申請手続は、今年度11月までに行うとしており、それまでに協定書の締結を必要としております。以上より、将来の予算を左右する義務負担を定める協定の締結に対しては、債務負担行為を設定する必要があることから、今回、令和4年度から令和6年度までの3か年において、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第53号令和3年度土浦市一般会計補正予算(第7回)について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。御異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案どおり決しました。この後は、休憩を挟み、10時45分から、令和2年度決算の認定について審査を行います。執行部は、席の入替えをお願いします。

(10時35分休憩)

(10時45分再開)

○平石委員長 ここからは、令和2年度決算の認定となります。審査中、委員長報告で報告する指摘事項がありましたら、発言をする際に、報告書に入りたい旨をお話しくくださいますようお願いいたします。それでは審査に入ります。認定第1号令和2年度土浦市歳入歳出決算の認定について付託されました案件を議題といたします。執行部より第5款について、順次説明願います。

○羽成農業委員会事務局長 農業委員会事務局です。よろしくお願いたします。決算書の218ページ・219ページをお開きください。5款農林水産業費をお願いいたします。農業費1目農業委員会費の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の減によるものです。予算の執行率は98.

1パーセントです。節の主なものについて、御説明いたします。219ページをお願いいたします。報酬につきましては、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名と非常勤職員2名の報酬です。決算書の220ページ・221ページをお開きください。2節給料から4節共済費につきましては、職員6名分の人件費です。9節交際費は会長交際費で、主に慶弔費の支出です。10節需用費の印刷製本費につきましては、各農家に配布しております農業委員会だよりの印刷代及び農地利用状況調査のための調査用図面の作成費用等です。11節役務費通信運搬費は、遊休農地意向調査郵送料です。13節使用料及び賃借料につきましては、公用車及びパソコンのリース料等です。18節負担金補助及び交付金につきましては、4件の負担金となります。説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。2目農業総務費から御説明申し上げます。農業総務費は、例年の農林関係の一般経費で、職員人件費特別会計への繰出金が主なものです。補正予算については、12月議会において人事異動に伴う給与等の補正を行なったものと、3月議会において国の第3次補正予算・新型コロナウイルス感染症対策事業として農業集落排水の施設台帳を電子化するため、特別会計への繰出金の増額を行ったものでございます。2節給料から4節共済費までは、農林水産課・農業公社等職員20人分の人件費でございます。27節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。3目農業振興費は、農業振興地域の管理事業や、野菜・花き・果樹などの振興対策のほか人・農地プランの策定など、地域農業の振興や農業経営の安定を図るための事業が、主なものです。補正予算につきましては、3月議会において、新型コロナウイルス感染症対策事業として、コロナ禍で奮闘する学生に本市の名産品を給付するふるさと学生応援事業を補正したものと、同じく3月議会で新規就農者の支援金である農業次世代人材投資資金などの事業費を実績に基づき補正減したものです。なお、ふるさと学生応援事業は、国の交付金活用の関係で、本年5月の臨時会で再度補正しております。1節報酬は、農地の貸手と借手のマッチング作業等を行うコーディネーターを雇用しておりますので、その1名分の報酬となっております。7節報償費は、イノシシの捕獲処分に対する報償費や、土浦ブランドアッププロジェクト推進協議会委員の謝礼などがございます。10節需用費は、イノシシ捕獲のためのワナの購入費用、土浦市農業センターの施設修繕費用となります。不用額のうち、210万4,000円は、先に御説明しましたふるさと

学生応援事業の応援品代で、国の交付金制度の関係で、令和2年度は事業を実施せず、今年度改めて補正し事業を実施したものでございます。12節委託料の不用額につきましては、需用費同様ふるさと学生応援事業費と各委託料の確定によるものです。備考欄にございます有害鳥獣捕獲委託料は、イノシシによる農作物や市民生活に対する被害防止のため、猟友会への罠設置などの捕獲委託経費一式でございます。農業振興地域整備計画基礎調査委託料は、農用区域図データを市内GISに搭載することで、最新の現地状況を確認しながら計画見直しのための基礎調査を行い、新たな農業振興地域整備計画の作成を進めるものです。18節の負担金補助及び交付金のうち、負担金では、土浦農業改良普及事業推進協議会負担金から茨城をたべよう運動推進協議会まで、農業振興取組各団体に対する負担金でございます。次の補助金ですが、農業用廃プラスチック処理事業補助金は、農業者から排出されるハウス用の廃プラスチック等の円滑処理を推進する土浦市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会の運営及び処理経費に対する補助金であります。農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物の食害を防ぐためJAが主体となって、イノシシ、カラス、ムクドリ等の、捕獲活動を行うことへの補助金です。つぎに3つ下の農業次世代人材投資資金は、人・農地プランに位置付けられた新規就農者の経営が安定するまでの最大5年間、就農支援のために給付するもので、10経営体に対して給付しております。交付金の環境保全型農業直接支払交付金は、環境保全に効果の高い有機農業の取組に対し交付するもので、1団体に交付しました。機構集積協力金は、平成27年度から実施されている農地中間管理事業を取り組む地域において、機構にまとまった農地を貸付けた場合に、その地域の取組に対して支援をする交付金です。4目水田農業構造改革対策費は、米の生産調整推進のための経費が主なものです。7節報償費は、各農家への農業に関する配布物や、各種事業実施の取りまとめなどを依頼する農家組合長や農政協力員への報償費です。18節負担金補助及び交付金の中の産地づくり対策支援事業補助金は、米の生産調整のために、転作物の定着化を図るもので、生産調整を実施した個人と集落に助成しているものです。経営所得安定対策推進事業費補助金は、転作、米、畑などの転作等の手続きを行う、市から土浦市農業再生協議会への、10分の10、国からの補助による事務費補助金です。5目農業近代化対策費の18節負担金補助及び交付金の農業経営基盤強化資金利子助成補給金は、認定農業者が、農業施設整備や農業機械導入時の、借入れに対する県と市の2分の1

の利子助成です。20節貸付金については、優良種苗導入貸付金で、JAを通して、花き生産部会に対して、グラジオラスなどの球根導入資金として、貸し付けるものですが、申請がなかったことから、3月議会において補正予算額にあるとおり、全額補正減させて頂いたものです。6目農業担い手育成対策費の18節負担金補助及び交付金は、第23回全国農業担い手サミットin茨城開催に係る市町村負担金で、令和2年秋に開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルスの影響で見送られたため、3月議会において、全額補正減したものであります。7目畜産業費は、伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業などがございます。繰越額40万8,405円につきましては、後ほど説明いたします豚コレラの防御柵補助金を前年度から繰越したものであります。7節報償費は、家畜の伝染病等の予防接種や検査等に從事している指定獣医師2名への謝礼などがございます。18節負担金補助及び交付金の負担金は、茨城県畜産協会に対するもので、市町村や農業関係団体等により構成されており、団体事業活動に伴う負担金でございます。補助金については、豚の伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業等に対する補助金です。豚コレラ侵入防止緊急対策事業費補助金（繰越分）は、各畜産業者の施工する防御柵整備費用に対し補助するものですが、令和元年度末ごろからの新型コロナウイルスの影響で、防御柵に必要な資材の製品納入が困難となり、2件の畜産農家で年度内設置ができなかったため繰越しをしたものです。8目農地費は、市内にあります土地改良区等の指導育成に係る経費農道・かんがい排水の整備に係る経費霞ヶ浦用水事業・県営事業等の事業負担金の支出でございます。補正予算につきましては、土地改良事業補助金の増額を行ったものです。予備費の充用につきましては、当初予算で想定できなかった揚水事業におけるパイプライン漏水による修繕工事实施のための補助や、新治第一排水機場ゲート及び遮断機の緊急修繕のための協議会への負担金等を措置したものです。12節委託料につきましては、備考欄に記載のとおり、農道整備事業における測量・実施設計、農林水産課において管理している施設の維持管理、さらには、草刈・側溝清掃等の委託料となっております。このページの上段の真ん中にあります繰越明許費448万8,000円につきましては、虫掛地区及び木田余地区の経営体基盤整備促進計画書の作成委託において、意向調査未回答者等との調整に時間を要したため、年度内の調査完了が見込めず、繰越明許を設定させていただいたものです。14節工事請負費です。かんがい排水及び農道整備工事費については、農地内の

農道及び農業用排水路の整備を行うもので、かんがい排水1件、農道整備2件、合計3件の工事請負費です。また、繰越分につきましては、1件の農道整備において、農閑期に工事をする必要があり、年度内に事業が完了しなかったため、令和2年度に繰越しをしたものであります。また、ページの中段真ん中にあります繰越明許費2,244万8,000円につきましては、かんがい排水1件、農道整備2件の工事について、県との調整に不測の日数を要したもののや、工事着手時期について農閑期から工事する必要があったことなどから、年度内の工事完了が見込めず、繰越明許を設定させていただいたものです。18節負担金補助及び交付金です。負担金の主な内容については、次のページにまたがりませんが、土地改良事業が円滑に推進出来るよう、各土地改良区への運営負担金や、国・県の事業に対する負担金と、協議会等に対する負担金です。主だった内容のものとして、備考欄の負担金三つ目の霞ヶ浦用水事業負担金は、茨城県西・県南にまたがる、13市町に、霞ヶ浦から農業用水を供給しているもので、13市町が受益面積割で、事業費を負担しているものです。次の228・229ページをお願いします。ページ中段の経営体育成基盤整備事業負担金は、虫掛と木田余地区の基盤整備事業に係る市負担金負担金の最後、用排水施設等整備事業負担金は、上備前川排水機場機械設備更新事業に係る市負担金であり、いずれも県事業によって進められているものであります。農業用河川工作物応急対策事業負担金は、上坂田地内にある桜川の樋門について、老朽化が著しく、桜川からの逆流で浸水被害が発生していることから、樋門・樋管を撤去し、護岸を整備する応急対策事業の市負担金であります。備考欄の補助金のうち、揚水機運営費補助金は、昭和40年代から60年代にかけて、市の都市下水路整備事業において用水確保の機能補償として設置しました深井戸21か所とパイプライン施設の管理運営費用を補助しているものです。土地改良事業補助金は、土地改良区等が実施する用排水路等の維持管理に対する補助で、先ほど御説明させていただきました補正予算で増額計上させていただいたのは、土地改良区で実施する更新工事が国県の補助対象として認定されたため、補正をしたものであります。交付金の多面的機能支払交付金は、農地・農業用水路等の保全に取り組む地域・団体に対して、活動エリアの農用地の面積に応じて、交付金を交付し、農地の環境保全を図っていただくもので、9団体に交付しております。なお、交付金の割合については、国50パーセント、県25パーセント、市25パーセントであり、国・県の方も含めて、市から交付するものです。2

項1目林業振興費は、林業振興のための民有林への造林事業や緑の少年隊事業を実施しております。次の230・231ページをお願いします。12節委託料は、備考欄にございます身近なみどり整備推進事業の委託料となります。この身近なみどり整備推進事業は、森林湖沼環境税の財源を活用した事業で、民有林の下草刈りや間伐などの整備を実施し、荒廃した身近な森林の復元・整備を進めるもので県補助100パーセントの事業です。実績による整備面積の減により、減額の補正をしております。現況分析調査委託料は、森林の適正管理に向けた取組を進めるため、森林環境譲与税の譲与金を活用し、森林の現況分析を実施したものでございます。つぎに、18節負担金補助及び交付金です。負担金については、備考欄にございます県南林業会から茨城県緑化推進機構まで、土浦市が加入しております3団体への、事業活動運営に対する負担金でございます。24節積立金の備考欄土浦市森林環境譲与税基金積立金につきましては、令和元年度に施行された森林環境譲与税制度により、市町村に森林面積や人口などにより森林環境譲与税が配分され、本市は、土浦市森林環境譲与税基金条例を制定して、基金造成の上、譲与金を積立てるものです。令和2年度は、この譲与金を活用して、森林所有者への森林管理のアンケートや、先ほども御説明しました森林の現況調査委託、また、県産材を使った木材啓発品の制作など行っており、譲与額からこれらの事業費活用分を除いた額を基金へ積立てしております。3項1目水産業振興費となります。こちらは、水産業振興のため広域的な協議会への活動助成を行うものです。18節負担金補助及び交付金の中の負担金につきましては、備考欄にございます霞ヶ浦北浦水産振興協議会負担金から霞ヶ浦北浦水産資源増大対策事業負担金までは、霞ヶ浦や県内の水産資源の増大や水産加工品の開発や啓発活動する団体や取組に対する負担金となります。農林水産課は、以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ここままで、御質問・御意見はございますか。

○柏村副委員長 イノシシやカラスなどの有害鳥獣。これは蓮田も芽をやられているが、これはどうなっているか。もう1つは、かんがい排水。これは御存じのように鶴沼とか宍塚大池とかありますが、これのまとめた実態を後日提出いただくとありがたい。以上です。

○黒須農林水産課長 イノシシの御質問の最後が聞き取れなかったもので、もう一度よろしいでしょうか。

○柏村副委員長 鳥に蓮田も芽をやられるんですね、これが今どうなっているのか。

○黒須農林水産課長 蓮の芽となりますと、カルガモが蓮田に入ってレンコンの芽を食べてしまうと聞いておりました、こちらは、JAのほうに委託しております有害鳥獣被害対策補助金という形で、去年は132羽捕獲している実績があります。かんがい排水の件につきましては、後日お渡しさせていただきます。

○柳澤委員 新規就農者に対する補助金の条件を教えてください。

○黒須農林水産課長 農業次世代人材投資資金で、対象要件としまして、就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者、二つ目として独立自営就農であること、三つ目としまして農地プラン等に位置づけられていること又は農地中間管理機構から農地を借りていることとなっています。

○柳澤委員 今の専業農家は、高齢になっていて、右近辺では80歳になっている人がたくさんいるのね。それでも現役でバリバリやっているんだけど、それからすると50を過ぎても、新規にという人もいないだろうか。例えば、55歳とか、60歳からだちょっと遅いような気がするけれども、もうちょっと年齢を上げてよいのではないかという気がする。この年齢制限は、上位法で定めてあるんでしょうか。

○黒須農林水産課長 後ほど資料を御用意いたします。

○柳澤委員 今、農家の方にリタイヤした人が出てきて、草ぼうぼうの所をほとんど無償で借りていて、すると農家組合の人がいろいろ指導してくれて。ただ、とてもそれだけでは食っていけないと、泣きが入っている状態なんだけれども、そういう人のために、この補助金は有効だと思うのよ。これからも、農業をやっていききたいという人は増えると思う。年齢制限というものを、市のほうで見直しすることができるのであれば、もっと入りやすくなるのだと思う。農地を荒らしてしまうのは問題だから、そういうことのためにも、大事だと思うのですが、どうでしょうかね。もっと入りやすく。

○黒須農林水産課長 はい、お調べしまして、市のほうで変えられるようなものであれば、検討したいと思います。

○平石委員長 それでは、ひきつづき、第6款について説明願います。

○羽成商工観光課長 6款商工費です。1目商工総務費は、職員の人件費であり、補正予算額につきましては、人事異動に伴う増額補正を行ったものです。2目商工業振興費は、①中小企業の経営安定化支援、②中小企業で働

く勤労者への支援，③商工会議所・商工会への事業支援，そして④ワークヒル土浦の運営経費等です。昨年は，補正予算額が6億5,436万3,000円と大変多いですが，新型コロナウイルス対策事業として，プレミアム付き商品券の発行，クラウドファンディングの支援を始め，持続化給付金や家賃支援給付金，信用保証料の補助，貸付の原資負担など様々な事業者支援を実施してきたところで，それらの事業に係る補正を5月の臨時会から3月の定例会にかけて行っています。また，予備費ですが，こちらはワークヒル土浦の施設修繕に係る費用に充用したものです。10節需用費ですが，印刷製本費につきましては，プレミアム付き商品券購入引換はがきの印刷，修繕料は，ワークヒル土浦の公衆無線LAN導入のほか，館内空調の基となる冷温水ユニットの水漏れ修繕を実施したものです。11節役務費は，通信運搬費が主なもので，プレミアム付商品券の購入引換はがきの郵送料などです。12節委託料は，土浦商工会議所に委託をしている自治振興金融の融資斡旋事務とワークヒル土浦の指定管理料です。不用額は，ワークヒルの指定管理料戻し入れで，コロナの感染拡大防止のため，施設利用や講座受講の制限を行ったことに伴い，施設の光熱水費や講座の謝礼などの支出が少なくなったことによるものです。14節工事請負費は，コロナの感染拡大防止対策として，ワークヒルの既存の和式トイレを洋式トイレに改修するもので，3月定例会にて補正を行い全額未契約繰越としています。18節負担金補助及び交付金の負担金は，まず前年同様，備考欄記載の4団体に対する負担金があり，その下の茨城県新型コロナウイルス感染症対策貸付金市町村負担金は，県が新設した貸付制度中小企業継続応援貸付金に協調し，貸付原資の一部を負担するものです。5月臨時会においてを補正計上したのですが，当初県が想定したほど貸付の執行がなく，本市負担額は12件分492万5,000円となっています。また，県において令和3年度も事業継続の運びとなりましたことから，決算見込みの残額3,500万円について繰越依頼を受け繰り越しており，1,600万円ほどを不用額としています。補助金ですが，主なものは，自治振興金融の保証料補給金及び利子補給金，土浦商工会議所新治商工会などに対する補助金や，企業誘致奨励金，新型コロナウイルス対策事業への補助金です。自治振興金融は，信用保証協会の保証付き融資で，融資のあつせんと共に信用保証料の補助や利子補給を実施し，事業者の負担軽減を図っているものです。企業誘致奨励金は，企業立地や事業規模拡大などの支援のため，工場や事業所などの新增設に係る固定資産税等相当額を交付したもので

す。新型コロナ対策事業については、県のパワーアップ融資信用保証料補助の残り分を補助する中小企業信用保証料補助金交付事業や、売上が急減した特に飲食店などに対する事業継続の下支えクラウドファンディング支援事業、地域経済回復に向けた緊急経済対策プレミアム付商品券発行事業などを行ったところです。補助金では、不用額が7,100万円ほど出ていますが、自治振興金融の保証料補給と利子補給の支出が、当初見込みより少なかったことが主な理由で、これは、コロナ関連で無利子無担保の融資利用が進んだことによるものと思われます。そのほか、わくわく茨城生活実現事業の移住支援金制度を活用した移住者等がなかったことでの未執行などがあります。19節扶助費は、持続化給付金支援事業及び家賃支援給付金支援事業に係る経費です。国の持続化給付金や家賃支援給付金を受給することができない事業者の方々を救済するため、市独自の横出し給付金として事業継続を支援してきたものです。最終的には、当初の見込み以上に事業者の売上の状況が悪く、国の給付金を受給する方々が増えたと思われ約2,300万円の不用額が生じています。20節貸付金ですが、中小企業振興育成預託金は、常陽銀行ほか6行、中小企業労働者共済会預託金は、中央労働金庫への預託金となっています。3目商業近代化促進事業費は、中心市街地活性化の推進を図るための経費です。補正予算額は、中心市街地開業支援の不足見込み分を始め、コロナの影響によるキララちゃんバスの運賃収入減少分の補助金増額などとなっています。12節委託料は、備考欄に記載の2事業を実施したものです。18節負担金補助及び交付金ですが、備考欄に記載の3事業に対する補助金です。活性化バス運行事業は、まちなかの利便性向上や集客力アップなど、中心市街地活性化を目的にNPOまちづくり活性化土浦が運行しているバスの運営費に対する補助金です。食のまちづくり推進事業は、カレーフェスティバル開催に係るものですが、イベント自体はコロナの影響で中止となり、事業者部会の方ではカレーのまちを紹介する市内の店舗マップを作成しました。中心市街地開業支援事業は、中心市街地エリアの空き店舗への新規開業者に対する家賃等の補助事業で、去年は10事業者に補助をしています。最終的に約600万円の不用額が出ていますが、活性化バス運行につきましては、運行事業費が見込みより少なくなったこと、開業支援においては、コロナの影響で新規出店が鈍ったことなどが主な理由です。4目勤労青少年ホーム運営費です。補正予算額につきましては、人事異動に伴う補正を行ったものです。また予備費は、館内エアコンの修繕に係る費用に充用したものです。

1 節報酬は、非常勤職員の人件費で、2 節給料から4 節共済費は、職員の人件費となっています。7 節報償費は、各種講座に係る講師謝礼です。昨年は、コロナの影響による講座の開催制限に伴い講座の開催も前年度の約半分となり、大きく不用額が出たところです。10 節需用費のうち、修繕料につきましては、館内エアコンが経年劣化により修繕不能となりましたことから、使用されていないエアコンを高津庁舎より移設したものです。12 節委託料につきましては、施設の保守管理などに係る記載の業務となっています。5 目観光費は、①観光事業全般に関わる事務経費を始め、②観光PR、③まちかど蔵、小町の館、霞浦の湯など観光施設の整備・維持管理、④観光協会や産業文化事業団の運営、各種イベントに係る経費です。補正予算額は、産業文化事業団本部運営補助金において職員の人事異動に伴う人件費や霞浦の湯の指定管理における収支見込不足分を増額補正したほか、新型コロナウイルス対策の関連事業に係る経費として、観光施設の感染予防に係る物品購入、施設修繕などの補正を行ったものです。8 節報償費は、観光基本計画に基づく有識者会議や専門部会の委員に対する報酬などです。10 節需用費で、消耗品費につきましては、アクリルパーテーションや消毒液スタンドなど、コロナ予防対策物品の購入、修繕料は、小町の館の水車稼働の水源となる池の漏水修繕や釣り客用に設置している仮設トイレの修繕など、緊急性の高いものについて実施したものです。また、まちかど蔵野村のトイレの洋式化や大徳のトイレ手洗い蛇口の改修など、3 月定例会にてコロナの感染拡大防止対策の経費を補正し、全額未契約繰越としています。12 節委託料は、備考欄に記載の仮設トイレ清掃を始め、全11の観光振興業務に係る委託料です。不用額が750万円ほど出ていますが、大きな理由は、まちかど蔵や霞浦の湯小町の館における指定管理料の戻入れです。いずれも、コロナによる長引く施設休館や利用者数の制限などの影響で、光熱水費や人件費委託料などに見込み以上に残額が生じたものです。そのほか、観光案内所の閉鎖やサイクリング推進事業で散走ツアーの中止など、同様にコロナの影響による不用額が生じています。14 節工事請負費は、コロナの感染拡大防止対策として小町の館の洋式トイレ化に係る費用を3 月定例会にて補正し、全額未契約繰越しています。17 節備品購入費では、施設の管理運営に伴う小町の館の冷水チャラーやコールドテーブルの更新に加え、コロナ対策で、まちかど蔵へのキャッシュレス決済端末機の導入などを行ったものです。18 節負担金補助及び交付金の負担金は、前年と同様に記載の6 団体に対する負担金です。補助金

は、主なものとして観光協会や産業文化事業団などの人件費や事務費など運営に係る補助や、各種イベントの補助となりますが、昨年キララまつりは、開催中止となりましたことから全額を減額補正し、記載の7事業に対する補助金となっています。不用額は、観光協会事業費補助金において観光パンフレット関連の多言語マップ印刷費が安価となったことや、産業文化事業団本部運営補助金において時間外手当の不用分が出たことなどによるものです。6目花火大会費ですが、本市の花火大会は、市からの補助金や栈敷席収入、協賛金を主な収入として運営を行っているところです。18節負担金補助及び補助金の補助金は、花火大会開催に係る経費として実行委員会へ支出したものです。昨年度は、大会が中止となったことから、煙火業者への支援も含め、代替え事業を実施したところです。サプライズ花火の打上げや全国オンライン花火競技大会の実施、帰省自粛のなか頑張っている学生の皆さんへの応援企画やマッチング花火事業などを実施しました。不用額は、代替え事業実施後の清算となるものです。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ここまでで、御質問ございますか。

○柳澤委員 今まで、何度も話したことですが、霞浦の湯について、現在の検討の状況を教えてください。

○羽成商工観光課長 先般、柳澤委員からお求めがありましたので、修繕の関係ですとか、利用者の状況などを提出させていただいたところでございます。霞浦の湯についても、老朽化が進んでおり、市全体の施設の中で検討していかなければならないのかなど存じておりまして、市の公共施設の残し方、利用の仕方の動向を見ながら、霞浦の湯につきましても検討を進めさせていただいて、具体的な話にはまだ踏み込めていないといった状況でございます。

○柳澤委員 もうこれ2年くらい、こういう話をしていると思うんだけどね。市全体の公共施設との関連と言うけれど、そうではないと思うんだよね。一番肝心なのは、対象がほとんど固定客で、自分の家の銭湯のように使っているという現状があるんだよね。これが本来の意味で市民サービスなのかい。100数十人のために、需要がないのに、毎年2,400万垂れ流しをしているわけだ。それで、修理費は3,000万だかって、こないだあったよね。今のキャパでは黒字にはなり得ない。民間の銭湯ならば、1,200万でや

っていけるのを、役所がやっちゃうと、その倍をかけても黒字になんないわけだ。本来の市民サービスって何よ。いつまで経っても決まらないから、決めるときは、決めるのさ。2, 400万あったら、ほかに何ができる、違うサービスが考えられるのではないかな。あのお風呂は、国民宿舎水郷があって初めて成り立つわけ。もう、宿舎がないんだから、思い切って結論出した方がいいと思う。

○佐藤産業経済部長 はい、柳澤委員からは以前からそのお話をいただいておりますので、確かにコロナの影響で利用も少ないこともありますし、固定の人が使っているというお話もあります。国民宿舎があったときは、宿舎利用の方が使っていたところ、震災の影響で、あの施設だけ残した経緯です。ここは早急に判断をしていく時期にあるのかなと十分に感じているところであり、これから同じ答えになってしまうのですが、検討させていただきたいというところがございます。

○柳澤委員 毎回、同じ答え。じゃあ、いつまでに答え出せるよ。やっても、やんなくとも。

○佐藤産業経済部長 はい、この場でいつまでとは難しいですが、問題を先延ばしにしていく訳にもいかない問題だと思いますので、市全体の公共施設のあり方という話もある一方で、個別でというのは、柳澤委員のおっしゃるとおりだと思いますが、いつまでというのは、今すぐにはお答えできないところがあります。本当に、早急に検討させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○内田委員 柳澤委員のこの議論は、私も聴いております。その中で、現状の中で、公務員がお風呂屋やったって儲からないよと思う。柳澤委員も、そのベースの中で考えているところもあるのかなと思う。私もね、野球なんかやったときには使うけどもね。それ以外は、行きません。なぜかという、有料でお風呂入ったときにね、マッサージかかれないお風呂屋行っちゃって、しょうがないよというのもあるのですよ。水郷公園に私は年間100日くらい行っていると思います。その俺がなんでお風呂行かないかっていうと、マッサージかかれないからなのですよ。マッサージあったら、行っていると思う。これは、私の個人的なのだけども。ですから、柳澤委員の言っているとおおり、検討するのならば、いわゆる民間委託じゃないけれども、民間的発想、ノウハウのある民間会社があって、採算がとれるか分からないけれども、今よりは市の負担が減るような発想を入れた上で検討をしたらいかがでしょうか

という、マッサージだけじゃありませんよ。何かそういう公募でもして、今度はあそこに水場ができるようですから。現在はどういう状況かという、駐車場は満杯です。そして、県外ナンバーがものすごく多いです。何かっていったら、サイクリングですよ、そういう需要を取り組むとか、そういう発想検討されたらという、これは、私の意見です。特に返事はいりません。以上です。

○**柏村副委員長** 私も柳澤委員の意見を聴いて、当時、いわゆる分母がなくなっただけで、それに繋いでいるお湯ってというのは、限界だと思いました。狭いしね。いずれにしても、いつまでも税金でやってはいられないから、早めに結論を出していただきたい。もう1つ、農林水産業の付加価値を高めるため、商工は異業種の連携をやろうとしているのか、していないのか、この2つを聞きたい。商工会議所の会員の増減、その会員数の納税率というのは、高くなっているのか低くなっているのか、併せて教えてください。

○**羽成商工観光課長** まず、商工会議所の会員数でございますが、令和2年度2,311会員ということで、増えています。地域振興に欠かせないということで、商工会議所も支援をしております。異業種の関係は、セミナーを開催させていただいて、取り入れられるか。市の方が具体的に異業種を取り込んでいくかというのは、まだお示しすることができないような状況でございます。今後、御提示できたらと考えております。

○**柏村副委員長** 遅いじゃないか。考えるのに1年かかりませんよ。急がないと、事が成就しないんですよ、どういうことでも。よく吟味してください。

○**平石委員長** それでは、ここままで暫時休憩とし、午後1時から再開させていただきます。よろしく願いいたします。

(午前12時00分休憩)

(午後1時00分再開)

○**平石委員長** それでは、第7款について説明願います。

○**大貫住宅営繕課長** 住宅営繕課です。決算書の240・241ページの下段をお願いいたします。7款土木費1項土木管理費1目土木総務費をお願いいたします。2節給料から4節共済費は、住宅営繕課営繕係9名分と道路管理課地籍業務係4名分、合計13名分の職員の人件費となります。減額補正につきましては、人事異動等に伴う人件費の減額によるものです。12節委託料は、工事の設計の際に使用するデジタル複合機、プリンターの保守管

理委託料でございます。つづきまして、13節使用料及び賃借料につきましては、備考欄記載の権利使用料として、公共工事で使用する建築工事の営繕単価のデータ使用料と、12節委託料で説明いたしましたデジタル複合機の借上料でございます。説明は、以上です。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。ひきつづき、240・241ページをお願いいたします。2目地籍調査費でございます。この事業は、調査区域、一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積について測量などの調査を行うものでございます。本市におきましては、昭和33年度に調査を開始し、94.47平方キロメートルに対しまして、90.27平方キロメートル、率としまして95.6パーセントの地域について調査が完了した状況でございます。主な節について、御説明いたします。242・243ページをお願いします。12節委託料の地籍測量委託料は、右糸地区の現地調査、及び一筆ごとの地籍測量などを実施したものでございます。13節使用料及び賃借料のシステム使用料は、地籍図及び土地情報の管理、成果品の交付や事務処理など、日常業務の効率化を図るため、導入しております地籍調査システムの使用料でございます。つづきまして、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る一般経費及び未整備道路における後退用地の取得費用や登記料並びに道路整備に関連します各協議会などへの負担金でございます。補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正増をしたもので、予備費及び流用につきましては不足した道路補修費に流用をしたものです。それでは、主な節について御説明いたします。11節役務費の登記料は、未改良道路などにおきまして、後退用地の寄付申出等に伴い分筆した上、所有権を本市に移すため土地家屋調査士協会及び司法書士協会へ支払いました登記料9件分でございます。12節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工した道路改良工事等に伴い、道路幅員や形状に変更があったものや、民間の開発行為などによって整備された道路を市へ帰属した際に、その道路情報を台帳に反映するため、図面やデータの追加・修正等を毎年行っているものでございます。13節使用料及び賃借料のシステム使用料は、道路改良工事などに伴う測量・設計委託費や工事費を積算するための土木設計積算システムの使用料でございます。

18節負担金補助及び交付金の備考欄にあります下から2項目急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり、平成24年度より進めております木田余地区の宝積寺付近から東真鍋地区までの、北側斜面において実施

しております補強工事の付帯工事に係る負担金と昨年度より工事に着手しました土浦第二中学校の南側斜面において実施しております補強工事の負担金でございます。事業費に対する負担割合につきましては、事業費の40パーセントが国の負担、県負担が50パーセント、市が10パーセントを負担するものでございます。つづきまして、2目道路維持費でございます。こちらは、市道の舗装修繕や、橋梁の補修といった維持管理に係る経費でございます。補正予算につきましては、舗装打ち換え工事におきまして、国の交付金が減額となりましたことから、補正減をしたものでございます。それでは、主な節について御説明いたします。12節委託料は、道路の草刈や路面及び側溝の清掃、街路樹剪定業務などの管理委託を実施したものでございます。つづきまして、246・247ページをお願いいたします。備考欄の下から5項目橋梁耐震補強設計委託料は、地震による橋の落下を防止するための設計でありまして、その下の橋梁詳細設計委託料は、橋の劣化箇所の補修や塗装など、予防修繕によって長寿命化を図るための設計委託でございます。橋梁定期点検委託料は、道路法施行規則の一部改正により、橋梁の点検を5年に一度の頻度で行うことが義務付けられたことに伴い、本市におきましても、平成30年度までに一巡目の点検が完了いたしました。令和元年度より、二巡目の点検に着手しており、昨年度は97橋の点検を実施したものでございます。14節工事請負費は、道路の舗装や排水施設などの補修を行う一般補修工事や、舗装打換工事などを実施したものでございます。また、耐震補強工事につきましては、橋梁の落橋防止などの工事を行ったものでございます。なお、同じく備考欄の橋梁長寿命化修繕工事につきましては、橋梁の塗装や、橋げたのジョイントの部品などの補修・交換、コンクリートのひび割れを補修するといった、予防的な修繕を行ったものでございます。15節原材料費は、主に道路補修事務所で使用するアスファルト合材や砕石等の購入費用でございます。以上が、2目道路維持費の主な内容でございます。道路管理課は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。つづきまして、248・249ページをお願いいたします。3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や実施設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償等の費用でございます。それでは、主な節につきまして、御説明いたします。12節委託料は、道路拡幅用地の買収に伴う境界確認などの測量調査や用地測量及び道路の設計業務を委託したもの

のほか、JR水戸支社に工事を委託しました神立駅東口歩行者専用道路整備でございます。14節工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事を実施したものでございます。備考欄の上から3項目交通安全施設工事費は、道路の区画線を引き直したものでございます。その下の、バリアフリー化工事費は、神立駅東口広場の改修工事に係る前払い、またその下の神立駅東口歩行者専用道路整備工事費は、先ほど、委託料で御説明いたしました、JRへの委託工事完了後に、市が発注した歩行者専用道路整備工事でございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でございます。実績としましては、現年度・繰越を合わせまして、23路線の各地権者93名から128筆を取得したものでございます。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に伴う支障物件の補償金でございます。道路拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となった電柱や水道などの地下埋設物の移設に要した費用でございます。3目道路新設改良費につきましては、以上でございます。つづきまして、250・251ページをお願いいたします。3項河川費でございます。1目河川総務費につきましては、茨城県から管理委託を受けております備前川と新川の河口付近にそれぞれ設置されております排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。それでは、主な節につきまして、御説明いたします。12節委託料は、旧備前川などの草刈委託のほか、備前川排水機場のポンプ2台、新川排水機場のポンプ4台の保守点検料及び運転管理に必要となる検査費用などでございます。14節工事請負費は、イオン北側の旧備前川管理用道路の路肩におきまして、コンクリート柵板による法敷補修工事を行ったものでございます。以上が、1目河川総務費の主な内容でございます。道路建設課は、以上でございます。

○**滝田下水道課長** 下水道課です。下水道課でございます。同じく250・251ページの2目排水路維持費をお願いいたします。排水路維持費は、雨水調整池や都市下水路などの清掃、浚渫、修繕などの経費でございます。執行率につきましては49.1パーセントでございます。主な節についてご説明いたします。10節需用費の備考欄に記載の修繕料は、水路等の修繕7件分でございます。252・253ページをお願いいたします。上段の12節委託料の排水路等清掃委託料は、水路施設などの清掃や草刈りなど、40件分を行ったものでございます。14節工事請負費は、排水路の蓋掛けと防草シートの設置工事を行ったものです。なお、繰越明許費は、天川団地東側におけ

る永国西都市下水路の管更生工事を予定したところですが、工法検討に時間を要したことから委託及び工事について、翌年に繰り越したものでございます。つづきまして、3目排水路整備事業費をお願いいたします。この事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備に係る経費でございます。執行率につきましては、91.2パーセントでございます。補正につきましては、人事異動に伴う人件費の増による補正でございます。主な節について御説明いたします。14節工事請負費の補助分は、防衛省の交付金を活用した西根竹の入都市下水路の整備及び単独分は、荒川沖都市下水路と小松1丁目の排水路整備を行ったものでございます。なお、繰越明許費は、田中3丁目における排水路の整備を予定したところですが、地元協議に時間を要したことから、翌年に繰り越したものでございます。また、21節の補償補填及び賠償金につきましても、排水路の整備に伴う支障物等の移設補償費として、繰り越したものでございます。下水道課からは、以上でございます。よろしく申し上げます。

○飯泉都市計画課長 つづきまして、都市計画課から説明をさせていただきます。決算書252・253ページをお願いいたします。4項都市計画費の1目都市計画総務費でございます。都市計画総務費につきましては、主に都市計画事業に係る経常的な経費となっております。1節報酬及び4行下でございます7節報償費について、でございますが、こちらは、都市計画課が事務局を務めております都市計画審議会バリアフリー推進協議会等の委員報酬となっております。254・255ページをお願いいたします。一番上の行になります10節需用費のうち、備考欄三つ目の印刷製本費につきましては、都市計画図の印刷費用となっております。3行目になります12節委託料のうち、備考欄の三つ目でございますバス路線運行方策検討調査委託料につきましては、公共交通不便地域における新規コミュニティ交通の導入に関する調査を実施したものであり、四つ目の地域地区等調査委託料につきましては、おおむね5年に一度、実施しております都市計画の定期見直しに当たりまして、地域地区等の変更作業を行ったものでございます。つづきまして、土浦北インターチェンジ周辺地区現状調査等委託料につきましては、産業発展を促す拠点として民間事業者の立地促進を図るための調査を実施したものであり、スマートインターチェンジ設置可能性調査委託料につきましては、地域生活の充実や地域経済の活性化を図るため、スマートインターの設置可能性についての検討を行ったものでございます。14節工事請負費に

つきましては、亀城モール整備事業におきまして、未整備区間の工事を予定しておりましたが、工事に至らなかったことから、繰越しをさせていただき、本年度の工事を予定しているものでございます。16節公有財産購入費につきましては、亀城モール整備事業に関する費用となっております。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、茨城県都市計画協会負担金を始め、国道の整備促進など、16の団体等に対する負担金となっております。256・257ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金のうち、補助金の一番下でございます地域交通関連事業者等運行継続緊急支援金につきましては、国の新型コロナウイルス臨時交付金を活用いたしまして、路線バスやタクシー事業者等に対する支援を行ったものでございます。21節補償補填及び賠償金につきましては、亀城モール整備事業に関する補償となっております。一番下でございます27節繰出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計繰出金等となっております。1目の説明は、以上でございます。

○平井都市整備課長 2目都市施設管理費は、土浦駅東西の駅前広場・荒川沖駅東西の駅前広場・神立駅自由通路・モール505などの都市施設の維持管理等に要する経費で、執行率57.6パーセントです。補正予算額及び翌年度繰越額に記載の4,277万4,000円については、新型コロナウイルス感染症対策事業として補正をしたもので、都市施設のトイレ改修工事を今年度に繰越を行ったため、執行率が低くなっております。それでは、主な節につきまして説明いたします。12節委託料は、土浦駅・荒川沖駅前広場、モール505等の清掃や保守点検など施設管理24件の業務委託料となっております。14節工事請負費です。都市施設の改修工事が主なもので、備考欄にございます都市施設改修工事費は、荒川沖東口エスカレータのステップ全ての交換工事を行ったものです。27節繰出し金は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、土浦駅東駐車場トイレの洋式化への改修工事費分を駐車場事業特別会計へ繰出したものです。2目の説明につきましては、以上でございます。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。同じく決算書258・259ページからが建築指導費となりますが、建築指導費は建築指導課全般に係る費用でございます。主なところを説明させていただきますので260・261ページをお開きいただければと思います。7款土木費4項3目1節報酬は、建築審査会1回分の委員報酬と非常勤職員1人分の報酬です。8節旅

費は、県外で開催される会議・研修がコロナ禍により、なくなりましたため会計年度任用職員1名分の費用であります。13節使用料及び賃借料は、建築行政共用データベース使用料、指定道路情報公開サイト使用料でございます。18節の負担金補助及び交付金のうち、補助金は、住宅等災害復旧資金利子補給金とブロック塀等安全対策費補助金となっております。22節償還金利子及び割引料は、住宅等災害復旧資金利子補給金返還金で、災害復旧利子補給の国費分ではありますが、利子補給期間対象外であったため、社会資本整備総合交付金の交付額4,000円の返還が生じたものであります。また、こちらの額については、負担金補助及び交付金の補助金より流用しております。

○平井都市整備課長 つづきまして、4目土地区画整理費につきまして説明をさせていただきます。土地区画整理費については、現在進めております神立駅周辺地区の整備などの経費となっております。執行率は99パーセントです。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金としまして、事業費及び事務費そして土浦市からの派遣職員の人件費を負担金としているものです。

○草間道路建設課長 ひきつづき、262・263ページをお願いいたします。5日常名虫掛線街路事業費は、並木地内市道I級44号線から虫掛新田地内まで、延長1,435メートル、幅員16メートルの道路整備に要する経費でございます。12節委託料は、草刈委託や供用後の交通量を確認するため実施しました交通量調査のほか、道路境界杭の復元を行った道路境界測量委託でございます。14節工事請負費は、供用開始に先立ち実施した交差点改良や路面標示設置、仮設ガードレールやカーブミラー設置などの付帯工事でございます。つづきまして、6目神立停車場街路事業費は、神立駅西口土地区画整理事業地内から西へ向かい、かすみがうら市との行政界までの延長283メートル、幅員18から22メートルの道路整備に要する経費でございます。補正減につきましては、令和2年度の事業費確定によるもので、ほかの街路事業についても同様でございます。12節委託料は、草刈委託や、供用後の交通量を確認するため実施しました交通量調査のほか、道路境界杭の復元を行った復元測量委託でございます。14節工事請負費は、供用開始後に追加の安全対策として実施しました、注意喚起標識設置などの付帯工事でございます。つづきまして、7目田村沖宿線延伸道路整備事業費は、おおつ野地内の国道354号おおつ野団地入口交差点から神立東二丁目を經由し、

かすみがうら市との行政界までの延長2, 900メートル, 幅員14メートルの道路整備に要する経費でございます。このうち, I期事業区間延長2, 000メートルについては, 供用を開始しております。なお, II期事業区間につきましては, かすみがうら市の区域を含む事業区間があることから, 現在, かすみがうら市と事業化に向けて協議を行っているところでございます。

12節委託料は, II期事業区間の現況交通量を確認するため実施しました交通量調査委託でございます。264・265ページをお願いいたします。16節公有財産購入費は, 地権者3名から合計3筆, 448.51平方メートルの道路用地を取得したものでございます。つづきまして, 8目荒川沖木田余線街路事業費は, 川口二丁目地内, ローブ前交差点から木田余地内の国道354号交差点までの延長2, 300メートルについて, 現況幅員18メートルを計画幅員25メートルに拡幅整備し, 4車線化するもので, その事業に要する経費でございます。このうち, I期事業区間としましては, 現在工事を進めております県の流域下水道事務所前交差点から国道354号までの延長1, 300メートル, II期事業区間としましては, 川口二丁目地内, ローブ前交差点から県の流域下水道事務所前交差点までの延長1, 000メートルのうち, 県の事業区間を除いた630メートルとなっております。12節委託料は, 事業地管理としての草刈委託や, I期事業区間に設置する擁壁につきまして, 一部修正設計を行ったもののほか, 前年度から繰越により実施しておりましたII期事業区間における橋梁の予備設計委託でございます。

14節工事請負費は, I期事業区間において繰越明許費と現年度合わせて3件の地盤改良など, 道路改良工事を行ったものでございます。16節公有財産購入費は, I期事業区間において, 地権者4名から合計8筆, 1, 494.77平方メートルの道路用地を取得したものでございます。これにより, I期事業区間の用地買収は全て完了しております。21節補償補填及び賠償金は, I期事業区間におきまして工事に支障となる東京電力の電柱2本の移設に要した費用でございます。つづきまして, 9目木田余神立線街路事業費は, 神立公園北側の交差点から神立病院の東側を通り, かすみがうら市へと至る延長328メートル, 幅員12メートルの道路整備に要する経費でございます。現在は, 用地買収と物件補償を進めております。16節公有財産購入費は, 地権者1名から1筆72.83平方メートルの道路用地を取得したものでございます。266・267ページをお願いいたします。21節補償補填及び賠償金は, 補償交渉に不測の日数を要しましたことから, 全額を次年度

へ繰越とし、支出済額はゼロとなっております。道路建設課は、以上でございます。

○平井都市整備課長 10目公園費は、市内の公園及び緑地等の維持管理に要する経費です。執行率は、90.4パーセントです。補正予算額及び翌年度の繰越額1,108万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、公園のトイレ、水栓ハンドルの改修工事分で、今年度に繰越したものです。また、予備費流用額176万7,000円は、5公園の遊具修繕を実施するため、予備費より充当し、修繕したものでございます。それでは、主な節につきまして説明いたします。7節報償費は、霞ヶ浦総合公園の花蓮、乙戸沼公園の花菖蒲、その他植物全般に渡り、生育などの監理をお願いした公園アドバイザー1名の報償です。12節委託料は、公園の維持管理、清掃などの委託料です。主な委託につきまして説明いたします。備考欄上から8行目都市公園等管理委託料は、乙戸沼公園など主要な47か所の都市公園及び186か所の小公園等の樹木剪定、薬剤散布、除草、低木施肥などの業務を、14件に分けて委託したものです。同じく、委託料の備考欄一番下の、遊具点検委託料は、公園に設置されている遊具146公園の510遊具について、有資格者による点検を実施したものです。点検結果に基づき優先度の高いものから、補修・更新を行ってまいります。14節工事請負費の繰越明許費1,108万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、公園9か所のトイレの補修工事、水栓工事費として、3月に増額補正を行い、今年度に繰越をしたものです。つぎに11目霞ヶ浦総合公園整備事業費は、霞ヶ浦総合公園の維持管理に要する経費で、執行率は、56.3パーセントです。補正予算額につきましては、産業文化事業団の人件費の減、テニスコート指定管理料の減額補正、更には新型コロナウイルス感染症対策事業として、トイレの改修、水生植物園の木道改修、遊具改修の増額補正によるものです。12節委託料は、霞ヶ浦総合公園の管理委託料、風車周辺の草花の植付け及び花蓮植替え等の管理の7件に関する経費となります。14節工事請負費繰越明許費の9,520万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、霞ヶ浦総合公園内の8箇所トイレ改修工事、木道改修工事、ローラー滑り台の改修工事を行うもので、今年度に繰越措置を行ったものです。備考欄記載のテニスコート修繕工事は、Bコート2面の張替を行ったもので、残りのテニスコートも、年次計画で修繕を実施してまいります。つぎに12目都市緑化事業費は、桜川緑地など27か所の緑地の維

持管理費及び都市緑化促進のための経費です。執行率は、42パーセントです。執行率が低いのは、新型コロナウイルス感染症対策事業として、小野生活環境保全林の木道改修工事費分を3月議会にて増額補正をお願いした2,158万2,000円について、今年度に繰越を行っているためです。12節委託料は、緑地の除草・剪定等12件の業務委託を実施したものです。14節工事請負費の備考欄、都市緑地 散策路改修工事は、小野生活環境保全林散策路の整備で、床板取換え、床板補修、擬木の木柵を設置したものです。3月議会増額補正の繰越分については、散策路の木道77.2メートルの改修工事を行うもので、3月末までには完成予定でございます。つぎに13目総合運動公園建設費につきましては、常名運動公園建設に伴う取得済み用地の維持管理に要する経費です。執行率は、99.9パーセントです。12節委託料は、取得済み用地の草刈等6件の委託料です。14節工事請負費は、暫定広場整備工事費として、広場周りに防球ネット及びフェンスを設置した工事費です。つぎに14目開発費について、説明をさせていただきます。開発費につきましては、中心市街地活性化基本計画に関する事業費のほか、平成30年度末、川口二丁目地区に整備しましたりんりんポート土浦に関する運営経費等です。執行率は45.7パーセントです。執行率が低いのは、繰越額に記載の655万6,000円について、川口2丁目の京成ホテル跡地にて、官民連携による土地の利活用の方向性等を定める、コーディネート業務委託にて、民間事業者と協議を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、協議等の業務が中断となったため、今年度に繰越を行ったことによるものです。12節委託料のうち、備考欄上から四つ目にございます運営管理事務委託料につきましては、りんりんポート土浦の運営管理委託料となっております。また、今年度に繰越しました民間事業者進出支援委託料655万6,000円については、川口二丁目の京成ホテル跡地の市有地、約5.1ヘクタールのうち、りんりんポート土浦の敷地部分を除く約3.9ヘクタール部分について、民間活力の導入による賑わい創出を目指し、昨年度に、サウンディング型市場調査にて、事業提案があったことから、今年度は、公募に向けての課題や、条件等を整理するため、事業者に対してヒアリングを行い、民間事業者が進出可能な条件等を、整理・検討しているところでございます。18節負担金補助及び交付金のうち、備考欄の負担金については、全国の17都市で組織しております中心市街地活性化推進協議会への負担金のほか、3つの協議会等への負担金です。その下の補助金につ

いては、土浦商工会議所が中心となって組織している土浦市中心市街地活性化協議会の運営に対する補助金のほか、中心市街地への定住を促進することにより、活力と賑わいのある中心市街地の再生を目的として、実施をしております。まちなか賃貸住宅家賃及びまちなか住宅購入に対する補助金となっております。まちなか賃貸補助対象は27件、住宅購入補助1件でございます。14目の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大貫住宅営繕課長 5項住宅費1目住宅管理費でございます。住宅管理費につきましては、市営住宅の管理運営に係る経費でございます。補正は、人事異動に伴います人件費の増額補正を行ったものでございます。前年度からの繰越事業費につきましては、市営住宅に関する工事請負費と公有財産購入費を繰り越したものでございます。詳細は各節で説明させていただきます。それでは、主な項目につきまして御説明いたします。1節報酬は、家賃徴収業務及び市営住宅事務補助と住宅リフォーム助成事業補助に係る会計年度任用職員3名の人件費となります。2節から4節までは職員のうち住宅係職員の給料等でございます。10節需用費でございます。消耗品費につきましては、市営住宅の消火器や空き住宅用の日除けカーテン等が主なものです。印刷製本費と光熱水費は、経常的な経費として、例年どおりの執行となっております。修繕料につきましては、市営住宅とその付帯設備の修繕に支出した経費でございます。昨年度は299件の修繕を実施しております。11節役務費ですが、備考欄記載の手数料については市営住宅の水道水の水質検査、家賃や駐車場料の口座振替手数料等の経費でございます。保険料につきましては、市営住宅の火災共済保険契約（全国公営住宅火災共済機構）と住宅施設賠償責任保険でございます。つぎに12節委託料でございます。備考欄記載の受水槽・高架水槽，給水ポンプ，エレベーター等設備の保守点検や草刈・伐採業務委託など，市営住宅の維持管理に関する業務が主なものでございます。委託料の備考欄，1番下に記載しております訴訟代理人委託料は，悪質な家賃滞納者への支払い及び立ち退き訴訟に伴う書類作成及び裁判費用でございます。なお，不用額約1,600万円につきましては，建築基準法に基づく3年に1度の市営住宅の定期点検がございしますが，昨年度は，1級建築士の有資格者である職員が3名在籍していたことから，職員による点検を実施したことにより，当初予定していた委託料が不用となったものです。つづきまして，13節使用料及び賃借料ですが，備考欄二つ目の借地料につ

きましては、一部の市営住宅敷地が借地となっているため、10名の方へ借地料を支払っているものです。システム使用料については、市営住宅管理用システムの賃貸借料でございます。14節工事請負費につきましては、備考欄に記載のとおり、市営住宅及び付帯設備の維持管理のための改修工事と市営住宅の敷地返還に伴う整備工事です。備考欄の一つ目の西板谷住宅屋上防水工事、三つ目の神立住宅屋上防水、外壁塗装工事は、令和2年3月策定の公営住宅等長寿命化計画に基づき年次計画で実施したものです。また、備考欄1番下段の更地返還工事費につきましては、旧常名第3住宅の敷地返還に伴う工事として、地権者との敷地返還交渉に日数を要し、工事発注が遅れたことにより前年度からの繰越事業としていたものです。次の16節公有財産購入費ですが、こちらも前年度からの繰越事業でございます。竹の入第2住宅の敷地返還事業に併せまして、返還予定地内の一部を市道として整備するため、市が購入することとなっておりますが、地権者との交渉に時間を要したため、全額を繰越していたものです。つづきまして、278、279ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金でございます。負担金は例年と同様の執行状況となっております。また、補助金の住宅リフォーム助成事業は、居住環境の維持向上と地域経済の活性化を目的に、個人住宅のリフォーム経費の一部を助成するもので、受付件数167件の実績となっております。説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 それではここまでで、御質問・御意見はございますか。

○寺内委員 住宅リフォームは1つの家に20万円というのでいいのかな。

○大貫住宅営繕課長 上限額は、御家庭ごとに10万でございます。

○寺内委員 前は20万だけど、下がっちゃったんだ。これは、高齢福祉のほうのでやると、もっとよくできるのかな。

○大貫住宅営繕課長 住宅リフォーム事業の対象は、屋根ですとか外壁の修繕や塗装工事、また、浴室、トイレ等のリフォーム工事や床材の張替えが主なものです。

○寺内委員 普通の家でも、住宅営繕課に申請すれば、それで補助してもらえるのか。

○大貫住宅営繕課長 細かい条件はございますが、市内の施行業者に頼んでいただいて、1回使った方は次年度からは対象にならないのですが、そういう形で対応できると思います。

○平石委員長 私のほうから1点質問させていただいてよろしいでしょう

か。先ほどの常名虫掛線について、昨年も確か勝田委員からお話があったかと思うんですが、交差点部分が危険で、事故が多くなるだろうということで信号機の話がでたかと思うんです。今年に入ってから、車が大破するような事故が2回起きたと聞いていますが、信号機の予定を教えてくださいたいです。

○草間道路建設課長 信号機の新設につきましては、継続して警察のほうに要望しているところでございます。ただ、警察署のほうでも年度内の予算の都合や、交通量で優先順があり、まだ設置されていないという状況でございます。

○平石委員長 時間がかかるとは認識していますが、事故が起きているという現状がありますので、注意を喚起するような対策など、早めに御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○草間道路建設課長 はい、供用開始の直後から事故がかなり発生しております。追加で標識を設置したり、一時停止のための路面標示を目立つようにですとか、道路管理者としては、やれることはやっているところでございます。また、現地の確認をいたしまして、追加の対策があれば検討していきたいと思っております。

○平石委員長 はい、警察への要望と併せ、よろしく申し上げます。

○寺内委員 荒川木田余線で、土浦に入ってくるほうの道路は1車線だよ。あれ、業者さんが勝手にポールなんかを置いて、事故になりかねないよ。だから、必ずガードマンをつけさせるようにしないと、工事かなんか入るときは関係課で、例えば職員が行って注意喚起をすとかしないと、あそこは道路の半分使っちゃうから、荒川木田余線は、それでなくても混むんだから、担当課のほうで行ってガードマンを置いたりしないと、事故になったときには、業者の責任じゃなくなっちゃうから、やっぱり監督責任は役所なんだから、それだけは、ちゃんとやっておいてください。答弁はいいですから。

○平石委員長 それでは、第11款のほうの説明をお願いいたします。

○黒須農林水産課長 338・339ページをお願いします。1項1目農業施設災害復旧費を御説明申し上げます。農業施設災害復旧費につきましては、平成30年9月末に発生した台風24号及び令和元年9月の台風15号10月の台風19号により、被災した農業施設の復旧等を支援するものです。18節負担金補助及び交付金の備考欄にございます土浦市農協系統農業災害資金利子給付金は、台風により被害を受けた農業者が農協関係の資金で融資を

受けて、農業用施設等の復旧をする場合に農業者の負担軽減のために、県と協調して利子助成を行うもので、平成30年の台風24号分の継続案件9件と、令和元年の台風15号・19号の継続案件4件分の給付金です。農林水産課は、以上です。

○櫻井建築指導課長 2項土木関係災害復旧費1目都市施設災害復旧費18節負担金補助及び交付金のうち補助金の被災住宅復旧緊急支援事業補助金につきましては、台風15号関連により被災した住宅の復旧工事で、繰越分8件の補助であり、令和2年3月議会で繰越措置を行ったものであります。

○平石委員長 この件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 ここで暫時休憩といたします。再開は、14時からとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

(午後1時50分休憩)

(午後2時00分再開)

○平石委員長 休憩前に続き、会議を再開します。

○黒須農林水産課長 午前中に柳澤委員から御質問のありました農業次世代人材投資資金の要件、50歳未満について、御説明させていただきます。農林水産省で実施している農業人材力強化総合支援事業実施要項の中で決められているものでございます。令和元年度に45歳であったものが、現行の50歳までに拡大されているという状況でございます。以上でございます。

○平石委員長 それでは、特別会計について、順次、御説明願ひます。

○平井都市整備課長 344, 345ページをお願いいたします。公共用地先行取得事業特別会計につきまして、御説明をいたします。まず、歳入の収入済額でございますが、8億6,751万3,385円となっております。1枚おめくりいただきまして、346, 347ページを御覧いただきまして、歳出の支出済額でございますが、こちらも8億6,751万3,385円となっております。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、350, 351ページをお願いいたします。1目1節一般会計繰入金でございますが、常名虫掛線街路事業ほか、5事業の用地取得事業債の元利償還金を、一般会計から繰り入れたものでございます。1枚おめくりいただきまして、352, 353ページをお願いいたします。1款1項の公債費は、歳入と同じく常名虫掛線街路事業ほか5事業の用地取得事業債の償還金でございます。492ページをお願いいたします。492ページの下の方が、公

共用地先行取得事業の実質収支に関する調書でございますが、歳入・歳出ともに8億6,751万3,000円となり、実質収支につきましては0円となっております。公共用地先行取得事業特別会計の説明につきましては、以上となります。つぎに駐車場事業特別会計につきまして、御説明いたします。決算書の356,357ページをお願いします。まず、歳入の収入済額でございますが、1億227万3,797円となっております。歳出の支出済額でございますが、9,226万1,964円です。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、362,363ページをお願いいたします。歳入の一覧です。1目1節駐車場使用料は、6か所あります市営駐車場の駐車場利用料金で、対前年度比69.7パーセントで、約4,200万円の減額となっております。補正予算額3,990万5,000円は、駐車場使用料収入の減少に伴い3月議会にて減額補正をお願いしたもので、主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅勤務や駅前施設の休業によるものと考えております。2款繰越金は、令和元年度の決算余剰金を令和2年度に繰越したものです。駐車場整備に係る公債費が令和元年度で終了となり、公債費の減額に伴い、繰越額が増額となっております。4款繰入金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による増額分を一般会計から繰り入れたもので、土浦駅東駐車場トイレの洋式化工事分です。つぎに歳出につきまして、御説明いたします。364,365ページをお願いします。1目業務管理費は、6か所の駐車場維持管理に要する経費で、執行率92.5パーセントです。12節委託料は、駐車場の管理運営及び駐車所設備の保守点検等18件の委託です。13節使用料及び賃借料は、土浦駅東口及び荒川沖駅東西口にありますがパークロック駐車場の精算機などの管制システム機器のリース料及び、駅東西駐車場のLED照明器具の賃借料です。14節工事請負費は、駅西駐車場トイレの便器の交換・壁・床タイルの改修工事のほか、2件を実施したものです。なお、繰越額165万4,000円については、土浦駅東口駐車場のトイレ改修工事分となります。2款公債費は、土浦駅東駐車場の大規模改修に伴う償還金です。資料の493ページをお願いいたします。上の箱が、駐車場事業の実質収支に関する調書です。歳入総額1億227万4,000円歳出総額9,226万2,000円です。翌年度への繰越しすべき財源は165万4,000円となり、実質収支は835万8,000円です。駐車場事業特別会計の説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

○滝田下水道課長 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。はじめに、農業集落排水事業の概要でございますが、農村地域における生活環境の向上と河川や湖沼の水質保全のため、旧土浦地区に4か所、旧新治地区に2か所の、合計、6か所の汚水処理施設が整備されており、各御家庭からの汚水排水を浄化処理しております。476・477ページをお願いします。歳入の総括表でございます。1款の分担金及び負担金から、6款の諸収入までの歳入総額につきまして、収入済額の合計欄のとおり、1億3,350万9,633円は、予算現額に対して95.8パーセントの収入率でございます。詳細は、事項別明細書の中で説明させていただきます。478・479ページをお願いします。歳出の総括表でございます。1款の農業集落排水事業費から3款の予備費までの歳出総額につきまして、支出済額の合計欄のとおり1億1,843万6,187円は予算現額に対して、85.0パーセントの執行率でございます。詳細は、事項別明細書の中で説明をさせていただきます。482・483ページをお願いします。事項別明細書の歳入でございます。最初に分担金及び負担金の1目受益者分担金は、整備事業費の一部を受益者に負担していただくものでございます。現在、各処理施設の整備事業が完了しておりますので、新規の加入者に対しましては、条例に定めた負担額を御負担いただいております。2年度は、沢辺地区と東部地区と北部地区におきまして、合計で4件の新規加入者がございましたので、受益者分担金をいただいております。つづきまして、使用料及び手数料の1目農業集落排水使用料は、6地区の処理区域合計の1,225件分の使用料でございます。料金形態につきましては、基本料金の月3,000円に人数割の1人当たり250円を加算した額を納めていただいております。備考欄に記載の現年度分の使用料収納率で98.8パーセント、滞納繰越分が6.2パーセント、合計で77.6パーセントでございます。滞納分につきましては、公共下水道と同じく督促状でのお願いや戸別訪問を行い、徴収に努めております。つづきまして、県支出金の1目農業集落排水事業費補助金は、排水処理施設からの排水に含まれるリンの含有量を低下させる薬品代などに対する補助金でございます。また、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金は、森林湖沼環境税を活用した今年度までの接続工事補助制度でございます。484・485ページをお願いします。1節農業集落排水事業費交付金は、供用開始後20年が経過した処理施設の改修などが交付対象となりますが、2年度は、農山漁村地域整備交付金の活用により、最適整備構想

を5地区で実施したものでございます。繰入金の1目一般会計繰入金における補正予算でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として台帳を電子化に移行するために増額補正したものでございます。つづいて、諸収入の1目雑入でございます。備考欄の福島原子力発電所の事故に伴う損害賠償金は、2年度に支出し、処理場汚泥の放射能測定費に対する原子力損害賠償金でございます。歳入につきましては、以上でございます。つづきまして、歳出について、御説明いたします。486・487ページをお願いします。農業集落排水事業費の1目農業集落排水事業管理費は、処理場6か所とマンホールポンプ66か所及び管路施設の維持管理費でございます。主な節について、御説明いたします。10節需用費の消耗品費は、主にリンを除去するための薬品代でございます。光熱水費は、処理場施設や中継ポンプ施設の運転に係る電気料などでございます。12節委託料は、処理場や中継ポンプの維持管理委託料などでございます。備考欄に記載の脱水汚泥運搬及び処分委託料は、堆肥化施設までの運搬と処分費用でございます。脱水汚泥成分分析委託料は、堆肥化のための汚泥成分の分析でございます。つづいて、マンホールポンプ維持管理委託料は、排水管路施設に設置されたマンホールポンプの維持管理委託料でございます。処理施設維持管理委託料は、処理場6か所の機械・電気設備などの運転と水質管理を委託したものでございます。また、使用料徴収委託料は、公共下水道と同じく、徴収業務を委託したものでございます。14節の工事請負費は、農業集落排水に新規加入されるお宅の汚水柵設置工事や排水処理施設の機器の更新工事などの費用でございます。つづいて、公債費の1項公債費は、財政融資資金や地方公共団体金融機構への償還金の元金と利子分でございます。なお、令和元年度末の市債残高につきましては、約2億円でございます。最後に495ページの実質収支をお願いします。こちらの表が、農業集落排水事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額が1億3,351万円、歳出総額が1億1,843万6,000円、歳入歳出の差引額が1,507万4,000円、繰越財源が1,422万3,000円、実質収支は、85万1,000円でございます。以上が農業集落排水事業の説明でございますので、よろしく御説明いたします。

○平石委員長　ここまでで、御意見、御質問ございますか。

○内田委員　農業集落排水がもう20年経っているということで、そろそろ借金も減ってきたのだろうと想像していたけれど、令和2年で公債費2,5

00万。残が億という話がありました。あと何年で終わるんですか。

○滝田下水道課長 残金は2億円でございます。30年で償還する予定で  
ございます。

○内田委員 ということは、あと10年くらいか。それで、イニシャルコ  
ストに対する借金返済が10年くらいで大きなものがなくなって、繰出金が  
少なくなるよということでもいいのかな。

○滝田下水道課長 計算だとそのようになります。

○内田委員 分かりました。

○平石委員長 ここまでで、指摘事項はございますか。

○柳澤委員 さっきの霞浦の湯、あれを土俵に乗っけてもらいたい。早め  
に結論出すように。

○平石委員長 私のほうからも、先ほど寺内委員のリフォーム補助金につ  
いて、市民の方から好評で4月中旬くらいから始まるんですけども、ゴー  
ルデンウィーク前に枠一杯になってしまって申し込めないという声も頂いて  
います。経済対策にもつながりますので予算の増額なども、お願いいたしま  
す。

○寺内委員 指摘事項に入れといてよ。

○平石委員長 では、指摘事項に霞浦の湯とリフォーム補助金、あと常名  
虫掛線について入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。それでは最後に、分科会としての賛否をお諮りします。認定第  
1号令和2年度土浦市歳入歳出決算の認定について賛成とする方は、挙手を願  
います。

(全員挙手)

○平石委員長 全会一致で、認定すべきものと決しました。つづきまして、  
定第2号令和2年度土浦市下水道事業会計決算の認定について説明願います。

○滝田下水道課長 令和2年度下水道事業会計の決算につきまして、土浦  
市下水道事業会計決算書により御説明させていただきます。サイドブックの  
令和2年度土浦市下水道事業会計決算書をお願いいたします。なお、下水道  
課では、令和2年度より特別会計から下水道事業会計に移行いたしましたの  
で、よろしくお願いいたします。それでは、3、4ページをお願いいたしま  
す。令和2年度土浦市下水道事業決算報告書でございます。(1)の収益的  
収入及び支出の収入につきましては、公共下水道利用に伴う下水道使用料。  
支出につきましては、流域下水道の維持管理負担金及び施設の維持管理や人

件費など、事業運営に係る経費が主なものでございます。はじめに、収入の表の第1款下水道事業収益でございますが、予算額に対する決算額の割合で100.6パーセントとなっております。また、補正予算でございますが、第2項営業外収益におきまして、12月議会に、人件費の増及び3月議会には、消費税修正申告による増額をいただいたもので補正額合計2,434万6,000円でございます。つづきまして、支出の表の第1款下水道事業費用でございますが、予算額に対する決算額の割合で99.1パーセントとなっております。また、補正予算でございますが、第1項営業費用は、12月議会におきまして、人件費の増、第3項特別損失は、3月議会におきまして、消費税修正申告による増額をいただいたもので補正額合計2,656万1,000円でございます。つづきまして、(2)の資本的収入及び支出につきましては、企業債の借り入れや、国や県からの補助金が収入の主なものでございます。支出につきましては、下水道施設の構築に係る経費及び企業債の償還金が主なものでございます。はじめに、収入の欄の第1款資本的収入でございますが、予算額に対する決算額の割合で64.5パーセントとなっております。また、補正予算でございますが、第1項企業債は、9月議会におきまして、汚水事業の交付金に伴う減、12月議会におきましては、陥没による緊急工事による増、3月議会におきましては、流域下水道事業費による増、次の第3項他会計負担金は、9月議会におきまして、一般会計補助金の増、次の第4項国庫補助金は、9月議会におきまして、汚水事業の交付金に伴う増額補正をいただいたもので補正額合計4,410万円でございます。つづいて、支出の欄の第1款資本的支出につきましては、予算額に対する決算額の割合で78.5パーセントでございます。また、補正予算でございますが、第1項建設改良費は、12月議会におきまして、陥没による緊急工事による増、3月議会におきましては流域下水道事業費による増、次の第2項企業債償還金は、9月議会におきまして企業債償還金不足による増額をいただいたもので補正額合計4,253万8,000円でございます。なお、4ページに記載の、翌年度繰越額の主な事業は、公共下水道雨水排水整備事業でございます。また、継続費につきましては、東筑波新治工業団地ポンプ場を新設する事業費でございます。決算報告書のページにつきましては、以上でございます。つづきまして、5,6ページをお願いいたします。こちらのページは、下水道事業における損益計算書でございますが、先ほど御説明しました、決算報告書における収益的な収入と支出に係る計算資料でございま

す。6 ページに記載の7 予備費の当年度末処分利益剰余金は、全体の収益から支出額を差し引いた当年度の純利益となっております。つづきまして、7, 8 ページをお願いいたします。こちらの上の表は、下水道事業剰余金計算書でございますが、剰余金が当年度中にどのように増減変動したのかの内容を表す計算書でございます。下の表ですが、こちらは下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。未処分利益剰余金を資本金へ組み入れる予定となっております。つづきまして、9, 10 ページをお願いいたします。こちらは、下水道事業貸借対照表でございます。資産の部ですが、固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計が、583億8,546万7,488円となっております。次の負債の部ですが、固定負債と流動負債と繰延収益を合わせまして、10 ページになりますが負債合計、460億1,984万8,946円となっております。次の資本の部ですが、資本金と剰余金を合わせまして、負債資本合計、583億8,546万7,488円となっております。つづきまして、12 ページ以降の附属書類を説明いたします。13 ページは、下水道事業報告書でございます。概要でございますが、令和2年度末時点での下水道処理人口普及率は、88.2パーセント、整備率は83.0パーセント、水洗化率は94.2パーセントとなっております。14 ページから17 ページまでは200万円以上の工事一覧でございます。なお、中央に記載されています本年度工事費の上下の金額ですが、下のカッコ内は全体請負額となっておりますので、違いがある場合は昨年度に前払いなど支払いをしているためでございます。18 ページは令和2年度の業務でございますが、令和2年度からの下水道事業会計となりますので、令和元年度分の金額等は記載できないため、前年度との比較については行えませんでした。19 ページについては、2,000万円以上の契約一覧でございます。20 ページは、キャッシュ、フローの計算書でございます。21 ページをお願いいたします。こちらは、収益費用明細書でございますので、主なものにつづきまして、御説明させていただきます。収益的収入の1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料は下水道使用料の現年度調定分でございます。次の、2項営業外収益、1目他会計補助金は、一般会計繰入金でございます。22 ページをお願いいたします。収益的支出の1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費は、下水道管の維持管理に係るものでございます。次の2目ポンプ場費は、ポンプ場施設の維持管理に係るものでございます。次の、3目業務費の主なものは、下水道使用料の徴収業務委託料でございます。

次の、4目総係費は、職員の給料及び事務経費でございます。23ページをお願いいたします。5目流域下水道維持管理費は、県にお支払いする汚水処理費用でございます。次の、6目水洗化普及費は、下水道本管への接続補助でございます。次の、7目減価償却費の有形固定資産減価償却費は、ポンプ場や管路施設などの減価償却費でございます。下の無形固定資産減価償却費は、流域下水道の施設利用権の減価償却費でございます。つづいて、2項営業外費用ですが、企業債の利息でございます。つづいて、3項特別損失ですが、手当や法定福利費の引当金が主なものでございます。24ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1項企業債は下水道事業債でございます。3項他会計補助金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。4項国庫補助金は、社会資本総合交付金でございます。資本的支出でございます。1項建設改良費の1目管渠費は、職員給料などの人件費および、事務用品の購入費用や工事請負費などでございます。次の、2目ポンプ場費は、ポンプ場の委託料及び工事請負費などでございます。次の、3目流域下水道事業費は、流域下水道事業の負担金でございます。次の、4目固定資産購入費は、下水道整備に伴う用地取得でございます。つづいて、2項企業債償還金は、長期債償還金でございます。次の26ページは、固定資産明細書でございます。27ページから33ページまでは企業債明細書でございます。下水道事業会計の決算につきましては、以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ただ今の説明に対し、御質問等はございますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、分科会としての賛否をお諮りします。認定第2号令和2年度土浦市下水道事業会計決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全会一致で、認定すべきものと決しました。つぎに、認定第3号令和2年度土浦市水道事業会計決算の認定について説明願います。

○和田水道課長 令和2年度、水道事業会計の決算につきまして、土浦市水道事業会計決算書により御説明させていただきます。恐れ入りますが、サイドブックスの令和2年度、水道事業会計決算書をお開き願います。はじめに、サイドブックスの画面の右下に、左から右、表紙あり、ページめくりの四角い表示が3つございますので、中央の表示が表紙ありの場合は、表紙な

しの設定をお願いします。それでは、サイドブックの3ページをお願いいたします。3ページから右側の4ページは、令和2年度土浦市水道事業決算報告書でございまして、一連の内訳表となっております。はじめに、3ページ上の段の(1)収益的収入及び支出をお願いします。収入の主なものにつきましては、市内各戸への給水に伴う水道料金の収入、また、支出につきましては、県企業局、霞ヶ浦浄水場からの受水費用及び施設の維持管理や人件費など、事業運営に係る経費が主なものでございます。はじめに、収入の欄の第1款水道事業収益でございまして、当初予算に対する決算額の割合で99.2パーセントでございまして、前年度との決算比較では、1.2パーセントの減収となっております。主な要因でございまして、第1項営業収益における給水料金の収益につきましては、家事用の料金収入は、前年度との比較で約4.8パーセントの増加となっておりますが、学校などの団体用、企業などの工業用や営業用の料金収入が1割から2割程度減少したことから、全体での収益が減収となったものでございます。つづきまして、二つ目の水道事業の運営に係る支出でございまして、当初予算に対する決算額の割合で97.6パーセント、前年度との決算比較では、0.5パーセントの微増となっております。また、表の中の補正予算額でございまして、収益的支出の第1項営業費用における人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴い12月議会におきまして、人件費の増額補正をいただいたものでございます。つづきまして、下の段の(2)資本的収入及び支出でございまして、資本的収支は、水道施設の構築など、財産形成に係る収支でございまして、収入の主なものにつきましては、企業債の借入れや、他の部署からの依頼による配水管施設の整備や消火栓の設置費用額を受入れとなっております。また、二つ目の支出につきましては、職員人件費や事務的経費及び送水管や配水管工事など、施設の構築に係る経費や企業債の償還が主なものでございます。はじめに、収入の欄の第1款資本的収入でございまして、当初予算に対する決算額の割合は、97.9パーセントでございまして、前年度との決算比較では、9.9パーセントの減となっております。つづいて、資本的支出でございまして、当初予算に対する決算額の割合で97.6パーセント、前年度との決算比較では、13.4パーセントの増となっております。主な要因としましては、第1項建設改良費につきましては、神立配水場の受変電設備における更新工事に費用を要したものでございます。また、支出の第1項建設改良費の補正につきましても、収益的収支と同様に人事異動などに伴

いました人件費の補正でございます。なお、資本的収支における差し引き額の不足分につきましては、過年度及び現年度分の損益勘定留保資金並びに当年度分の地方消費税などにおける収支調整額により補填してございます。ひきつづき、4ページをお願いいたします。4ページ下の段の表に記載の翌年度繰越額でございますが、配水管布設工事が4件、布設替え工事が5件及び送水管の布設3件の工事費でございます。決算報告書のページにつきましては、以上でございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。こちらのページは、水道事業の収益と費用に関する損益計算書でございますが、先ほど御説明しました決算報告書における収益的収支に係る計算資料となっております。なお、計算書の下段、当年度末処分利益剰余金につきましては、営業収益などの収入から、事業運営に要した費用を差し引いた当年度の純利益でございます。つづきまして、翌年度における資本金への組入れをお願いする予定額でございます。また、剰余金計算の資料につきまして、7ページをお願いいたします。剰余金計算書は、一連の内訳表となっております。こちらのページ、上側の表は、令和元年度から2年度へ繰り入れた剰余金及び2年度の純利益による残高計算の資料でございます。つづきまして、現金預金のほか、水道施設や配水場用地といった固定資産など、資産価値を含めた資本の合計となっております。また、下の段の表は、令和2年度の利益剰余金について、資本金への組入れをお願いする資料でございます。つづきまして、9ページ及び10ページをお願いいたします。こちらのページは、水道事業における資産及び負債並びに、資本に関する貸借対象表でございます。はじめに、9ページでございますが、資産の部の集計となっております。1番の固定資産は、配水場用地や建物などの資産価値につきまして、年度ごとの減価償却分の累計及び下段にございます。2番流動資産につきましては、現金預金などの合計となっております。なお、流動資産の(2)未収金の主なものは、水道使用料金でございますが、水道事業会計の決算につきましては、出納整理期間がございませんので、当年度3月分の水道料金収入が、翌月、4月の納付となりますことから毎年度3月分の料金収入が未収金となり、翌年度の収入となるものでございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。10ページの上段、負債の部の3番の固定負債及び4番の流動負債は、主に水道施設の構築に係る企業債の借入れなどでございます。つづいて、下段の資本の部につきましては、当年度までの水道施設構築に要した国庫補助金や利益剰余金の合計でございます。負債と資本の合計額は、9ページの下段に標記された

資産合計と同じ額となっております。つづきまして、13ページをお願いします。こちらのページは、令和2年度の水道事業報告書でございます。上段の1番、概要の総括事項としまして、業務の状況でございますが、当年度の給水件数は、6万2,909件でございます。前年度との比較で354件増加しておりますが、給水人口につきましては、280人の減となっております。また、年間の配水量に対しまして、料金収入に当たる有収水量は94.22パーセントとなっております。配水量と有収水量の差につきましては、老朽化の進んだ配水管からの濁り水の処理や漏水なども一因と考えられますので、引き続き計画的な更新工事の実施により、有収率の向上に努めてまいりますので、御理解の程、よろしくお願いいたします。なお、14ページから18ページにつきましては、令和2年度における配水管布設工事や更新工事などの実績表となっております。つづきまして、22ページをお願いします。22ページからは、収益費用明細書でございますので、主なものにつきまして、御説明いたします。はじめに、22ページ、上段の1款水道事業収益の主なものにつきましては、1項営業収益の1目給水収益でございます。家事用、団体用、工業用、営業用などに区分された料金収入でございます。先ほど、3ページにごさいました決算報告書での説明と重複となりますが、家事用料金につきましては、前年度との比較で、約4.8パーセントの増となっております。団体用が10.5パーセント、工業用で17.3パーセント、営業用で21.3パーセントとそれぞれ減収となっておりますことから、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の滞りも一因ではないかと考えております。つづきまして、下段の1款水道事業費用は、県企業局からの受水費及び職員人件費のほか、市内4か所に設置されております配水場などの運営管理に要する経費などがございますので、主な項目について御説明させていただきます。1項営業費用の1目原水及び受水費の1節から6節までは、職員人件費でございます。つづきまして23ページをお願いします。23ページの上の段から10行目16節につきましては、県企業局からの受水に係る支払いでございます。備考欄に記載の県南水道事務所分につきましては、神立配水場、大岩田配水場、右靱配水場への送水分、県西水道につきましては、新治浄配水場への送水分となっております。つづいて、2目配水及び給水費は、1節から6節までの職員人件費のほか、12節委託料につきましては、配水場の運営管理業務や施設の維持補修などに係る業務委託でございます。また、13節手数料のメーター交換につきまし

ては、各御家庭などに設置されております量水器の耐用年数が8年でございますので、年間に約8,000件程度の交換を要するものでございます。つづいて、15節修繕費は、配水場の修繕や配水管の漏水修理費用などでございます。つづきまして、24ページをお願いします。上の段の3目受託工事費をお願いします。受託工事費は、職員人件費のほか、道路の掘削工事に支障となる既設水道管の移設工事費などでございます。つづいて、4目業務費職員人件費及び11節の委託料につきましても、水道料金の徴収業務に係る委託費用でございます。つづいて、5目総係費につきましても、職員人件費と事業運営に係る事務経費となっております。つづきまして、25ページの中段の6目減価償却費をお願いします。減価償却費は、配水場などの建物や、ポンプ施設などの資産につきまして、法定耐用年数からの算定により、毎年の減価償却分を計上するものでございます。つづいて、7目資産減耗費の固定資産除去費は、耐用年数を経過した送水管や配水管などについて、台帳上の資産から除外する額の合計でございます。つづきまして、2項営業外費用につきましても、企業債における利息分の償還が主なものでございます。つづいて、3項特別損失は、過年度分の経理における調停額の修正及び退職給付費は、市全体の退職予定者数から水道課職員数のあん分により割り当てられた費用でございます。収益費用明細のページにつきましても、以上でございます。ひきつづき、26ページをお願いします。資本的収支の明細書でございます。上段の1款資本的収入は、1項の企業債の借入れ及び他会計負担金は、神立駅西口の区画整理事業に伴う配水管布設工事費の受入れや土浦市消防本部からの依頼による消火栓設置工事費の受入れ分でございます。つづきまして、中段の1款資本的支出でございますが、1項の建設改良費は、職員人件費と事業経費のほか、16節の工事請負費は、配水管や送水管の布設工事費などとなっております。また、2項の営業設備費でございますが、2節の固定資産購入費につきましても、神立配水場の受変電設備、更新工事の経費でございます。さいごに、下の段の2項企業債償還金は、企業債償還金の元金でございます。資本的収支のページにつきましても、以上でございます。なお、27ページは、水道施設における固定資産の明細及び28ページから31ページまでにつきましても、平成5年度から令和2年度までの企業債の借入れ状況と償還に関する明細書となっております。水道事業会計の決算につきましても、以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○平石委員長　ただ今の件について、何か御質問・御意見ございますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、分科会としての賛否をお諮りします。認定第3号令和2年度土浦市水道事業会計決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全会一致で、認定すべきものと決しました。以上で当産業建設分科会に付託されました案件の審査は、終了しました。そのほか、執行部から何かありますか。

○船沢都市政策部長 執行部からは、以上でございます。

○平石委員長 長時間にわたり慎重なるご審議を頂き、お疲れ様でございました。これで分科会を閉会します。